明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

2　保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）並びに同令第七条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

一　法第百十五条第一項（法第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）の価格変動準備金の額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

二　規則第六十九条第一項第三号若しくは第七十条第一項第二号の二の危険準備金又は規則第七十条第一項第二号若しくは第二百十一条の四十六第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項に定める危険準備金を含む。）の額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

三　保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年三月金融庁告示第二十三号。次号において「連結告示」という。）第二条第五項第三号又は第四号に掲げる額の合計額（同条第四項第一号に規定する保険料積立金等余剰部分と同様の額を含めることができる。）

四　連結告示第二条第四項第二号に掲げる配当準備金未割当部分の合計額

五　保険業法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を、保険業法施行規則第二百十一条の五十九及び第二百十一条の六十の規定に基づき、少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成十八年三月金融庁告示第十四号）第二条第三項第一号に掲げる契約者配当準備金の額（ただし、翌期配当所要額を除く。）及び同項第二号に掲げる社員配当準備金の額（ただし、翌期配当所要額を除く。）

六　その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計算されるものをいう。）に相当する額

○消費者庁告示第二号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成二十三年四月一日から施行する。なお、平成二十一年消費者庁告示第三号（消費者庁の行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の閲覧所を定めた件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月三十一日

消費者庁長官　福嶋　浩彦

東京都千代田区永田町二丁目十一番一号山王パークタワー六階　消費者庁総務課内

○消費者庁告示第三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第一項の規定に基づき内閣総理大臣が加工食品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第五百十三号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年三月三十一日

消費者庁長官　福嶋　浩彦

別表2中20を22とし、17から19までを二ずつ繰り下げ、16を17とし、17の次に次のように加える。

18	こんぶ巻				

別表2中15を16とし、8から14までを一ずつ繰り下げ、7の次に次のように加える。

8	黒糖及び黒糖加工品				

別表2の22の項中「又は13」を「又は14」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十五年三月三十一日以前に製造され、加工され、又は輸入される黒糖及び黒糖加工品並びにこんぶ巻並びに同日以前に販売される黒糖及び黒糖加工品並びにこんぶ巻の用に供する表示対象業務用加工食品については、この告示による改正前の加工食品品質表示基準の規定の例によることができる。

（業務用生鮮食品に関する経過措置）

第三条　平成二十五年三月三十一日以前に販売される黒糖及び黒糖加工品並びにこんぶ巻の用に供する業務用生鮮食品については、生鮮食品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第五百十四号）第四条の二第一項の規定にかかわらず、原産地の表示を省略することができる。

○総務省告示第百二十三号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第五項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第三条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による平成二十一年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る報告を取りまとめたので、その概要を次のとおり公表する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

平成21年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1．団体別健全化判断比率

（1）　都道府県

（単位：%）

都道府県名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	—	—	24.0	350.1
青森県	—	—	17.8	228.2
岩手県	—	—	14.1	305.9
宮城県	—	—	15.0	274.5
秋田県	—	—	13.9	259.0
山形県	—	—	14.3	266.3
福島県	—	—	13.9	198.2
茨城県	—	—	14.5	295.9
栃木県	—	—	12.0	171.0
群馬県	—	—	9.9	194.0
埼玉県	—	—	12.7	246.2
千葉県	—	—	11.4	222.0
東京都	—	—	3.1	77.0
神奈川県	—	—	9.2	208.8
新潟県	—	—	16.8	280.3
富山県	—	—	17.6	278.4
石川県	—	—	15.4	263.4
福井県	—	—	13.9	232.6
山梨県	—	—	14.2	246.7
長野県	—	—	15.6	220.8
岐阜県	—	—	19.1	251.8
静岡県	—	—	13.1	262.6